

令和6年度豊島区認可外保育施設保育料負担軽減補助事業 よくあるご質問

Q1. 対象施設はどこで見れますか？

A1. 豊島区内の保育施設につきましては、豊島区 HP よりご確認ください。(概ね毎月更新していますが、最新の状況が知りたい場合、お問合せ先までご連絡ください。)

Q2. 現在通っている施設は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が出ていなくても国無償化(施設等利用費)の対象になっています。本補助も対象になりますか？

A2. 証明書未発行施設は対象になりません。

国無償化制度につきましては、令和6年9月30日までは、証明書が出ていなくても対象とできる経過措置が取られています。令和6年10月1日以降、国無償化も証明書が出ている施設のみが対象となります。

Q3. 教育・保育給付認定とは何ですか？

A3. 対象児童の保護者全員が就労・疾病・介護等の事由により、日中、児童の保育にあたれない状況を認定するもので、補助金を受けるために必ず必要なものです。申請を受けた翌月初日から対象となり遡って受けることはできませんので、ご注意ください。

ただし、新規入所月については、入所月中に認定申請された場合に限り、当月初日より認定します。(例 10月1日に認証保育園に入所し、10月中に認定の申請手続きを行った。)手続きの詳細は豊島区 HP をご覧ください。

Q4. 現在、企業主導型保育事業に従業員枠で通っており、認定を受けず国無償化の対象となっています。本補助も同様に認定不要ですか？

A4. 本補助においては、認定が必要となります。

Q5. 入園した月から補助を受けたいが、申請するタイミングが分かりません。

A5. **教育・保育給付認定をお持ちの方**

例1 10月1日に入所し、10月中に補助申請の手続きを行った。⇒10月から補助対象

例2 10月1日に入所し、11月になってから補助申請の手続きを行った。⇒11月から対象

教育・保育給付認定をお持ちでない方

例3 10月1日に入所し、10月中に補助申請と認定申請の手続きを行った。

⇒入所月の特例により、10月から補助対象

例4 10月1日に入所し、10月中に補助申請は行ったが、認定申請は11月になってから手続きを行った。

⇒通常認定は翌月初日から交付されるので、12月から補助対象

※対象児童の育児休業中の場合、認定をお持ちの場合は復職した月から対象となり、お持ちでない場合は、上記例3、4に準ずる扱いとなります。

Q6. 一度補助金の申請をすれば、退園・卒園まで補助されますか。

A6. 複数年度にわたる補助申請ではありません。

申請書の有効期限は申請時から申請年度末(3月末)までです。年度を超えて同じ認可外保育施設を継続利用され

る場合でも、年度ごとに改めて申請していただく必要があります。また、年度ごとに申請する際、保育の必要性が継続していることの確認のため、保育の必要性を証明する書類(就労《予定》証明書等)の添付書類が必要です。

また、年度の途中で提出時と申請内容が変わった場合は、速やかに連絡してください。

Q7. 月の途中で認可外保育施設の入所や豊島区に転入した場合、補助金の対象月はどのようになりますか。

A7. 当月中に手続きを完了することで、翌月から補助対象となります。

月の初日に豊島区に住民登録があり、保育園に在籍していることが対象月の条件です。また、認可保育施設に入園が決定した月からは、補助対象ではなくなります。

Q8. 補助金の交付が決定したかどうかは、どのようにして確認するのですか。

A8. 審査結果は郵送にて通知します。4月～6月分は8月頃、7月～8月分は10月頃、9月～12月分は2月頃、1月～3月分は5月頃となります。この結果通知には振込金額、予定日も記載されています。非該当(補助の対象外)の方には、非該当となった初回のみ、結果を通知します。

Q9. 認可保育所に入所していたら支払う想定保育料はいくらですか？

A9. 0～2歳児クラス課税世帯第1子については、保護者全員分の住民税額等により段階的に設定されています。

詳細は、豊島区の入園のしおりをご確認ください。0～2歳児クラス課税世帯第2子以降は無償です。

Q10. 延長保育の料金や追加日数に応じた保育料は算定の対象となりますか。

A10. 保育所が利用契約上設定している月220時間までの月額保育料が対象となり、それ以上の時間の料金は延長保育料とみなし、対象なりません。

入園料、一時預かり保育や延長保育、追加保育や夕食費などのオプション料金、雑費等の追加契約分の金額は対象外です。

Q11. 年度内に、一度認定された補助金額の変更はありませんか。

A11. あります。

認可外保育施設との契約内容の変更や、0～2歳児クラスでは、住民税の課税状況により、認可保育施設の想定保育料が変わることがあります。そのため、住民税において修正申告をされた方は、変更されたことが分かる書類を再度提出していただく場合があります。また、住民税未申告の方につきましては、補助額が決定されませんので支払保留となります。

Q12. 幼稚園に通園していますが、幼稚園が夏休み等で長期休園になった場合に、認可外保育施設を利用し補助金を申請することはできますか。

A12. 幼稚園・認定こども園・認可保育所・認証保育所との重複利用の場合は補助金支給対象なりません。

Q13. 国無償化の支給と、本補助金は併用できますか？

A13. 国無償化の支給を受けても、認可外保育施設の保育料に満たない場合、併用できます。

国無償化の請求と、本補助の申請及び請求(企業主導型保育事業を除く施設に在籍する方のみ)は、それぞれ行う必要がありますので、ご注意ください。

Q14. 既に国無償化の支給を受けている。本補助の請求に当たり、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書(第11号様式)」は2枚提出する必要がありますか？

A14. 申請者の同意をいただければ、国無償化の請求にあたり提出いただければ、本補助の請求も可能です。
なお、企業主導型保育事業に在籍されている方は、申請書を提出した後、請求にあたり書類の提出は不要です。

Q15. 本補助の所得税法上、課税所得になりますか？

A15. 非課税所得となります。令和3年の税制改正により、保育を主とする国や地方公共団体からの当該費用の助成等について、子育て支援の観点から所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられました。

Q16. 申請書記入の際の注意事項を教えてください。

A16. 鉛筆や消えるボールペン、スタンプ印や修正液は使用しないでください。訂正する箇所には、必ず二重線を引き、その上から訂正印を押してご対応ください。

また、申請者と補助金の振り込み口座の名義人は、同一者となります。(お子さんの口座を指定することはできません。)詳しくは、記入例をご覧ください。